

3 輸国第 3 1 7 7 号

関税割当公表 TRQ-10 号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和  
4 年度の麦芽の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当ての対象となる麦芽の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和3年11月30日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（110710.029、110720.020）

日EU協定 附属書2-A 第3編 第B節11に掲げるTRQ-10の  
麦芽であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1107.10号  
（泥炭くん蒸したものを除く）及び第1107.20号に掲げる物品

2 合計割当数量 185,700 t

3 通関期限 令和5年3月31日

第2 関税割当申請書（農林水産省共通申請サービスによる電子申請を含む。以下同じ。）の受付の担当課

1 ビール用及びウイスキー用  
農林水産省輸出・国際局国際経済課

2 その他用  
農林水産省農産局穀物課

第3 関税割当証明書発給の担当課  
農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) ビール用（発泡酒の原料となるものを含む。以下同じ。）及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する麦芽関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）の公布日から7日以内（なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらの数量についても、関税割当申請の対象となる）。

(2) その他用については次に掲げる期間とする。

ア 令和3年12月13日（月）から令和4年1月14日（金）まで

イ 令和4年7月19日（火）から同年7月25日（月）まで

ウ 令和4年12月13日（火）から同年12月19日（月）まで

ただし、イ及びウに掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、イ及びウに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

## 第5 関税割当申請者の資格

- 1 ビール用及びウイスキー用については、酒税法（昭和28年法律第6号）第7条の規定によりビール、発泡酒又はウイスキーの製造免許を受けた者又はこれらの者に対し麦芽を販売することが确实と認められる事業者であつて、内示書の交付を受けた者
- 2 その他用については、ビール用及びウイスキー用以外の用途に麦芽を使用、販売若しくは輸入を行う事業者であつて、法人においては登記事項証明書の目的欄、（法人格を有さない団体においては団体規約の目的欄、）個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

## 第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出  
農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。
- 2 書面による提出
  - (1) 直接持ち込む場合  
第2の受付の担当課へ持参する。
  - (2) 郵送等による場合  
郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。  
なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。  
(宛先)  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(ビール用及びウイスキー用)  
農林水産省輸出・国際局大臣官房国際部国際経済課 麦芽担当者宛  
(その他用)  
農林水産省農産局穀物課 麦芽担当者宛

### 3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

（宛先）

（ビール用及びウイスキー用）

epakanzei@maff.go.jp

（その他用）

mugimame@maff.go.jp

## 第7 提出書類

### 1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

### 2 ビール用及びウイスキー用

国税庁長官が発給する内示書（麦芽を販売する者の場合は、酒類製造業者の輸入希望数量一覧を含む。なお、酒類製造業者の輸入希望数量一覧に記載のない者への販売は認めないものとする。）

### 3 その他用

以下の書類とする。ただし、（3）の書類については、申請時点においてこれまでに提出した書類の内容に変更がない場合は書類の提出を必要としない。また、（4）に記載のない者への販売は認めないものとする。

（1）麦芽使用計画数量等一覧表（別記様式1）

（2）輸入麦芽の必要数量の根拠に関する資料

（3）法人の登記事項証明書（写し）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複製されない措置を講じたもの）。

（4）麦芽を販売する者の場合は、麦芽使用計画数量等一覧表の販売先の購入意思を証明する書類（別記様式2）

## 第8 割当基準

### 1 第4の1の（2）のアに掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、第1の2に掲げる数量の4分の1以内の数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、算出された数量が1kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。

また、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

## 2 第4の1の(2)のイ及びウに掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第1の2に掲げる数量の4分の1以内の数量又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、算出された数量が1kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。

また、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

## 第9 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)の申請については、原則として申請日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、第4の1の(2)のアに掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に発給する（ただし、令和3年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)のイ及びウに掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(2)のアに掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第4の1の(2)のイ及びウに掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

## 第10 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。
  - (1) 割り当てられた数量
  - (2) 返還された数量
  - (3) 消化(割当)率(第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量)
  - (4) 再割当てに供する数量(割当可能数量)
  - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報(「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

#### 第11 報告

- 1 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。
- 2 酒類製造者以外の事業者がビール用及びウイスキー用の麦芽の関税割当証明書の交付を受けた場合、当該事業者は、令和5年3月31日までに販売実績報告書(別記様式3)を農林水産省農産局穀物課に提出するものとする。

#### 第12 内示書の交付申請

ビール用及びウイスキー用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(様式編)の制定について(法令解釈通達)(平成17年8月25日課酒1-66ほか1課共同)に定める様式により、国税庁長官に行うものとする。

#### 第13 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数は1通とする。また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は書面による提出において、1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他

の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納は、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式4）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。電子申請又はメールでビール用及びウイスキー用を申請した場合は、関税割当証明書を返納するまでに内示書正本を送付するものとする。
- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 6 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。